

(別紙)

令和7年9月定例会議 一般質問

4番議員 井上 慎司

マイナ保険証保有者への資格確認書の交付について問う

2024年12月に現行の健康保険証が新たに発行されなくなり、現在はマイナンバーカードによる「マイナ保険証」又は「資格確認書」による受診が制度上の原則となっている。

しかし、マイナ保険証は、顔認証付きカードリーダーの読み取り不良、暗証番号の失念、機器の設置がない医療機関の存在などにより、実際には利用できない事例が全国的に後を絶たない。

また、高齢者や障がい者など、デジタル機器に不慣れな方々からは、受診時に保険資格が確認できないことへの強い不安の声も寄せられている。こうした状況をふまえ、町民が安心して医療を受けられるようにするためには、マイナンバーカードを保有していても、希望者には「資格確認書」を交付する柔軟な対応が求められるのではないかと。

町として、制度の運用状況と課題をどのように把握し、今後どのような対応を検討しているかを問う。